

## 第3回厚生文教常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和4年6月9日（木曜）		午前 9時30分 開会	
	休 憩 9:36-37 10:32-45 11:06-08 11:37-39 11:58-59 12:11-12			
			午後 12時16分 閉会	
	休憩時間：0時間20分		会議時間：2時間26分	
会議場所	3階委員会室<オンライン出席委員（O）>			
出席委員 氏 名	委員長	渡辺洋一郎	委員	正村紀美子
	副委員長	黒田 栄継	委員	堀切 忠
	委員	常通 直人	委員	橋本和仁（O）
	委員	西尾 一則		
	委員	柴田 正博		議長 早苗 豊
説 明 員	子育て支援課長	佐々木雅之	教育推進課長	有澤 勝昭
	同保育所長	河原崎由香里	同課長補佐	清末 有二
	同児童係長	山田 陽子	同教育総務係長	金須 智秋
	同児童係主査	一色 貴仁	同教育推進係長	橋本 岳
参 考 人				
欠 席 委 員 氏 名				
事務局職員	事務局長 安田 敦史	総務係主査 上田 瑞紀		
<p>『会議に付した事件と会議結果など』</p> <p>1 開 会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長が開会を告げ、当委員会はオンライン会議（議会委員会条例第13条の2）である旨を説明し、橋本委員のオンライン出席を報告した後、事務局から本日の委員会の日程を説明する。</li> </ul> <p>2 議 件</p> <p>（1）調査事項</p> <p>ア 保育事故の再発防止に向けた実施主体としての取り組みについて <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援課長：資料は担当係長から説明する旨を告げる。</li> <li>・児童係長：資料説明（「再発防止に向けた取り組み状況」「チェック体制の構築」「保育事業者間における情報共有内容」等）</li> <li>・委員長：質疑はないか？</li> <li>・橋本委員：（資料の「保育事業者間における情報共有内容」を見ると）事故発生後、約10か月を経過した時点での出来事として、危機管理が十分と言えない事象（児童が一人で走って道路を渡る場面）が発生している。あれほどの重大事故が起きながら、いまだ改善されていない状況とを感じるが、保育事業の実施主体である町の見解</li> </ul>				

はいかがか？

- ・課長：御指摘のとおり、危機管理体制が完璧とは言い切れない状況は発生している。実施主体としては、各施設で起こった事象はそれぞれ保護者と共有し、併せて町内保育施設間で共有することにより、再発防止と共に危機管理の精度向上に努めていきたいという姿勢である。
- ・橋本委員：町内保育施設に対する保育体制の万全に向けた指導強化が事業主体の役割と捉えるが、いかがか？
- ・保育所長：日常の保育現場では、保育士が幼児の動きを想定しながらも、往々にして想定外の行動が起きることが実態として存在する。特に、年度明け早々は、担任も新たに接する幼児の習慣を把握する時間が乏しく、日々、発見と確認があり、それを積み上げながら、個性を生かした保育を確立していくよう努めている。そのため、保育の事業主体である町としては、先ほど御指摘のあった事象などが発生した際には、町内の保育所間で速やかに、かつ、密に共有できるよう機能することが、重要な役割と捉えている。
- ・橋本委員：指導を強化することを事業主体の役割と考えるが、改めていかがか？
- ・課長：幼児を過度に拘束するような保育をするのではなく、安全を担保しつつも伸び伸びとした保育が実践できるように注意喚起と情報共有に努めていきたい。
- ・常通委員：(令和4年3月25日に実施した)町内保育施設の代表者に対する町長からの再発防止に向けた取り組み徹底の依頼の手段は？
- ・係長：町長と各代表者との対面で行った。
- ・常通委員：何施設、何人か？
- ・係長：当日は、6施設7人の方に依頼したものである。ただし、このほかに1施設が町内に存在し、当日欠席となっていたため、この施設には別途依頼したものである。
- ・柴田委員：先ほど保育所長から説明があったとおり、保育施設において、幼児の予期せぬ行動が発生することは理解する。また、適正な加配が確保されていたとしても、事故は発生しないとは言い切れないものである。国の基準はもとより、今一度、町独自で保育士の適正な配置の定義として、町内各保育施設の配置人数を精査・協議するなど、それぞれの保育現場が安心した背景で保育に臨むことが必要と考える。保育の事業責任として、危機管理徹底と並行し、実態に即した加配を含めた適正配置について町内各保育施設と協議すべきと考えるがいかがか？
- ・所長：本町の加配制度は、国以上の配置を検討するしくみとして、従来から存在している。このほか、各施設では日常の保育運用の工夫として、例えば、施設外に出る際には、柔軟に保育士を追加し配置するなど、弾力的な対応も実践しているところである。
- ・柴田委員：障がいのある子とない子、障がいがなくとも多動のような幼児の特徴を鑑みて、日常の場面ごとの保育士の配置について、保育所間で協議・共有されているのか？
- ・所長：各場面(屋外活動・特別行事等)に応じた保育士配置の統一基準はなく、施設内で臨機応変に配置をしながら運営しているのが実態である。
- ・課長：各施設における日常の運営については、それぞれの施設に委ね、保育士配置の

統一基準等は指示していない。

- ・柴田委員：この内容の共有については？
- ・所長：町内施設の園長・所長間での情報共有は日常的に行っている。
- ・柴田委員：事業主体も、また、事業者（各施設）も国の基準を前提に、保育士の配置や施設の整備が行われていると捉えるが、よりいっそう情報共有と共通認識を図りながら、双方が忌憚のない意見を交わせるように要望したい。
- ・課長：御意見を踏まえて取り組んでいきたい。
- ・堀切委員：各施設におけるヒヤリハットの実績は共有しているのか？
- ・所長：年度当初に情報共有を図っている。
- ・堀切委員：2か月に1回、施設間の会議が存在するようなので、その機会に資料化するなど共通言語にしていくことも再発防止に直結するのではないかと？
- ・課長：御提言を踏まえて、今後の連携機能の中で実践できるよう検討していきたい。
- ・正村委員：研修強化により保育の質の向上が命題と解するが、突き詰めていけば、今回の事故の原因は、保育士の人数なのか、設備のいっそうの整備なのか、保育士の質なのか、町にしかできない役割として、この視点で検証すべきと考えるが、見解はいかがか？
- ・課長：総じていえば、各施設での保育士の数は、国の配置基準を満たしたとしても、すべての危機管理に対応するには万全とは言えない性格のものとする。今後に向けては、個々の施設では解決できない事情を出し合い、整理して、町が主となって取り組んでいきたい。
- ・正村委員：町として保育士支援については、どのように考えているか？
- ・課長：年に1度、町内保育士全員を対象にした研修事業を実施してきた。今後に向けては、施設間連携会議を経て、新たな保育士支援事業を検討していきたい。
- ・正村委員：現在通所している幼児の保護者に対する町からの対応と、逆に保護者からの町への要望について、実績を伺いたい。
- ・係長：事故当時、保護者から当該施設に声が寄せられた事実は確認している。町に対する保護者からの要望は受けていない。
- ・堀切委員：保育士支援について、町独自に給料の待遇改善に向けての取組みは？
- ・課長：現時点で、町が直接、町内保育施設の職員に対して、待遇改善を行う予定はない。
- ・黒田委員：国基準の配置は、町内各施設で満たされているのか？
- ・児童係長：加配も含めて基準を満たしている。
- ・黒田委員：実施主体として、町が優先する保育の理念は何か？「安全確保」と「伸び伸びとした保育」が表裏一体とするなら、この意思を町内保育施設と共有し、課題と対応策を新たに練りだしていくことが重要と捉えるがいかがか？
- ・所長：本町には、年2回町内保育施設に対して「巡回相談」というしくみがある。町の関係課職員（教育・保健・福祉等）が複数セットとなり、各施設の相談・要望に対応しているものである。これは、幼児の育ちと対応に関する個別ケースの向き合い方や適切なクラス運営へのヒントとアイデアなどの共有などが目的であり、施設内の安全確保の面と共に保育士等の資質向上に表裏一体で寄与している町特有の機能

と考えている。

- ・黒田委員：町の保育運営の理念とは何か？また、その理念を各施設と共有しているのか？
- ・課長：総合計画に保育事業の目標は設定しているが、運営理念や方針は各施設ごとに個性と特長が発揮できるよう委ねている。
- ・黒田委員：今後、この理念の共有について町としてどのように考えるか？
- ・課長：保育の質の向上が安全につながるものと考えている。質の向上に向けて、様々な取組みを行い、町全体の保育事業の充実に努めていきたい。
- ・常通委員：去年の事故を踏まえての取組みと理解して良いか？
- ・課長：お見込みのとおりである。
- ・委員長：他にないか？
- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：以上で調査事項「ア」を終了する。

#### イ 子どもセンター運営における民間活力活用の検討について 資料2

- ・子育て支援課長：資料は担当係長から説明する旨を告げる。
- ・児童係長：資料説明（経過、取組み、現状認識、今後の予定等）
- ・委員長：質疑はないか？
- ・正村委員：本年2月に「令和5年度から委託開始を目指すとした」委員会説明後、今日に至るまでの検討経過は？
- ・課長：4～5月にかけて視察を実施した結果、さらなる検討課題が発生したことから、その課題解決に取り組もうとするものである。
- ・正村委員：包括的民間委託の是非が検討課題になっているのか？
- ・課長：当該施設に限定した単独事業の民間委託として検討しているものであり、当該事業は包括的民間委託として検討していない。
- ・正村委員：資料に記載の現状認識は、短期的視点の整理になっている感が否めないが、この見解はいかがか？
- ・課長：直面している課題であり、かつ、長年継続している課題が人材確保である。今年度は年度当初に予定の人員を確保できた。しかしながら、安定的な確保は民間委託に優位性があるか否かの判断をまずは整理していきたい。
- ・常通委員：資料の「現状の認識」とは、町の「現状の課題」ということか？
- ・課長：町として、正式な課題として合意形成を図ったものではなく、担当課レベルのものと理解いただきたい。
- ・常通委員：令和5年度委託開始の予定が変更となる見通しか？
- ・課長：令和5年度委託開始はリセットしたい考えである。
- ・常通委員：課題が発生したのであれば、きちんと整理して成熟した計画になってから事業がスタートすることは理解するが、町の見解はいかがか？
- ・課長：将来ビジョンを明確にして、事業化に向けて取り組んでいきたい。
- ・委員長：他に質疑はないか？
- ・(質疑なし)

- ・委員長：以上で調査事項「イ」を終了する。

ウ タブレット持ち帰りルールについて 資料3

- ・教育推進課長：資料は担当係長から説明する旨を告げる。
- ・教育推進係長：資料説明（事業概要、目的、ルールの決定プロセス及び内容、要綱制定等）
- ・委員長：質疑はないか？
- ・柴田委員：メール使用の可否及びタブレットの ID はクラス別か否か？
- ・係長：メールは機器のしくみとしては使用できるが、ルール上使用不可としている。また、ID は一人ひとり異なるが、QR コード処理につき児童生徒は自身の ID は知らなくてもログインできるしくみとなっている。
- ・常通委員：持ち帰る際の想定とは、具体的に？
- ・係長：臨時休業、学級閉鎖のほか日常の家庭学習も視野に入れている。
- ・常通委員：毎日でも可か？
- ・課長：基本的に「学びの道具」として活用する。ただし、児童生徒の意志で持ち帰る流れではなく、教員の指示により児童生徒が持ち帰る流れである。
- ・橋本委員：保護者の意見として、機器に疎い親に対する説明の機会を期待する声があったが、この予定はあるか？
- ・課長：教育委員会として機器の説明を予定していないが、学校現場で確認・把握している保護者の声に基づき、御提言の説明の要否及び手法等について確認・検討したい。
- ・橋本委員：家庭から経済的事由による Wi-Fi 環境設定の相談はあるか？
- ・課長：昨年度 8 %未設置、現在は 4 %まで減少している。未設置の主な要因は、市街地における光回線工事未実施の場所。数件は経費負担の相談あり。その際は就学援助制度を案内するなど対応に努めている。
- ・堀切委員：就学援助の助成費用は？
- ・係長：年額 14,000 円である。
- ・堀切委員：昨年実施したルーターの貸し出しは継続するのか？今年度の実績は？
- ・係長：未整備世帯については無料で貸し出しを継続する。4・5月は 40 台。6月は 28 台、以降、順次減らしていく。
- ・常通委員：不登校児も対象か？
- ・課長補佐：お見込みのとおりである。
- ・委員長：他に質疑はないか？
- ・(質疑なし)
- ・委員長：以上で調査事項「ウ」を終了する。

エ 児童生徒支援事業について 資料4

- ・教育推進課長：資料は担当課長補佐から説明する旨を告げる。
- ・課長補佐：資料説明（事業目的、委託の内容等）
- ・委員長：質疑はないか？

- ・常通委員：委託事業は順調と捉えて良いか？
- ・課長補佐：おおむね、お見込みのとおりである。
- ・橋本委員：不登校対応も委託先である学校法人の役割か？
- ・課長補佐：不登校対応は、学校と教育委員会が連携し、本人・保護者との情報共有と共通認識を図ることが前提。委託業務は、日中の居場所支援、学習支援、復学支援等となる。
- ・委員長：他に質疑はないか？
- ・(質疑なし)
- ・委員長：以上で調査事項「エ」を終了する。

#### オ 学校健康診断実施事業について 資料5

- ・教育推進課長：資料は担当課長補佐から説明する旨を告げる。
- ・教育推進係長：資料説明（事業概要、変更内容、事業経過、今後の方策等）
- ・委員長：質疑はないか？
- ・正村委員：学校から病院へと検診会場を変更したが、コロナの影響で受診率が伸び悩んだと分析する。全国学力・学習状況調査と関連する取組みはしているか？
- ・課長：現在、学力調査と関連する取組みはしていないが、今後の検討課題としたい。
- ・正村委員：個々の状況というより、学校全体の傾向を分析する要素になり得ると考えたところであり、参考意見として捉えていただければと思う。受診率の分析と向上に向けての対策は？
- ・課長：令和3年度の受診にあたっては、冬季休業の一定期間を設定し実施した。結果として、中学生の受診率は令和2年度対比で下がったため、次年度に向けては、冬季休業中の受診期間を拡大するなど改善に努めたい。
- ・委員長：他に質疑はないか？
- ・(質疑なし)
- ・委員長：以上で調査事項「オ」を終了する。

#### カ 教員住宅管理事業について 資料6

- ・教育推進課長：資料は担当課長補佐から説明する旨を告げる。
- ・教育総務係長：資料説明（事業内容、実施予定等）
- ・委員長：質疑はないか？
- ・西尾委員：西小学校の教員住宅はなくなるのか？
- ・係長：現在入居している校長・教頭が退去した際に解体する予定である。
- ・西尾委員：学校機能として必須設置と考えていたが、解体しても是か？
- ・係長：学校の夜間等の危機管理上、対策を講じた上で解体するものである。
- ・正村委員：教員住宅の入居率は？
- ・係長：54.5% (24/44) が入居である。令和元年度以降減少傾向である。
- ・正村委員：跡地利用の方策は？
- ・課長：あくまでも教育委員会内部での整理事項として、令和元年策定の「教員住宅のあり方方針」では、麻生町は宅地。西小学校は駐車場である。

- ・橋本委員：資料中、住宅に記載の数値の意味は？
- ・係長：住宅番号、家賃、建築年次の表示である。
- ・常通委員：解体のスケジュールは？棟単位か？敷地単位か？工事経費を念頭に置くと計画的に行うべきでは。
- ・係長：一体的な工事と個別工事を見極めながら施工していきたい。
- ・常通委員：麻生町等の改修住宅にあっては、用途変更（移住者の体験住宅）は想定していないか？
- ・課長：本日の調査事項に係る今後の利活用は、全庁的な合意形成しているものではないため、今後の使途に言及できないことを御理解いただきたい。
- ・委員長：他に質疑はないか？
- ・（質疑なし）
- ・委員長：以上で調査事項「カ」を終了する。
  
- ・委員長：自由討議についてお諮りする。調査事項「ア」について、いかがか？
- ・（意見なし）
- ・委員長：自由討議なしとする。
  
- ・委員長：調査事項「イ」について、いかがか？
- ・（意見なし）
- ・委員長：自由討議なしとする。
  
- ・委員長：調査事項「ウ」について、いかがか？
- ・（意見なし）
- ・委員長：自由討議なしとする。
  
- ・委員長：調査事項「エ」について、いかがか？
- ・（意見なし）
- ・委員長：自由討議なしとする。
  
- ・委員長：調査事項「オ」について、いかがか？
- ・（意見なし）
- ・委員長：自由討議なしとする。
  
- ・委員長：調査事項「カ」について、いかがか？
- ・（意見なし）
- ・委員長：自由討議なしとする。

### 3 その他

#### (1) 次回委員会の開催日程について

- ・委員長：6月23日（木）午前9時30分。

(2) その他

- ・委員長：各委員からないか？
- ・(なし)
- ・委員長：議長からないか？
- ・(なし)
- ・委員長：事務局からないか？
- ・(なし)

以上をもって、厚生文教常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	1名	議員	0名	合計	1名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和4年6月9日

厚生文教常任委員会委員長 渡辺 洋一郎